

「県民健康管理調査」実施に係る改善策

平成 24 年 10 月 9 日 保健福祉部

1 改善の視点

(1) 県民健康管理調査の透明性の確保

検討委員会の運営の適正化、情報公開の徹底、等

(2) 県民の健康への不安の解消

2 改善内容

(1) 県民健康管理調査の「透明性の確保」に向けて

① 検討委員会委員の「追加指名（外部委員の増員）」

今後、長期にわたる県民健康管理調査の実施等に資するとともに、県民意見等を反映させるため、新たな分野の有識者を委員として追加し、客観性や専門性の充実を図る。

② 検討委員会開催の「定例化」

検討委員会開催を、一定のルールの下、「定例化」し、調査や検査等の進捗状況、その結果等を、定期的に情報発信する。

③ 検討資料の「事前配付」の徹底

検討事案により、何らかの事前の会議等を開催せざるを得ない場合も、議事録の公開等を前提に透明化を図る。

(2) 県民の健康への「不安の解消」に向けて

① 調査や検査のさらなる「迅速化」

② 県民の「理解促進」

- ・ 「甲状腺検査説明会」等、県民が、直接、専門家から説明を受けられることができる機会を設ける。
- ・ より身近な医療機関等で健康診査や甲状腺検査を受診・相談できる体制を整備する。
- ・ 「住民参加型のワークショップ」を各地で開催し、県民との情報の共有、県民の理解の醸成を図る。
- ・ 「専門家意見交換会」を開催し、多くの専門家による議論の場を設け、その内容を県民に発信するとともに、県や市町村の施策に生かす。

「県民健康管理調査」検討委員会の運営について

「県民健康管理調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）の運営については、「県民健康管理調査」検討委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定によることとするが、詳細等については、第7条の規定に基づき以下のとおりとする。

（開催）

第1 委員会は、定例会及び臨時会として開催する。

- 2 定例会は、年4回（概ね5月、8月、11月、2月）開催する。
- 3 臨時会は、前項の定例会開催以外に座長が必要と認めた場合に開催するものとする。
- 4 委員会の議事進行にあたっては議長を設け、座長又は座長代行が担う。
- 5 委員会の開催にあたっては、緊急の場合を除き、開催日の属する週の2週前の金曜日までに、報道機関への資料提供、県政情報センター、福島県ホームページに掲示することにより周知を行う。

（公開）

第2 委員会は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、議長が会議に諮って、全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 委員会において、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第7条各号に定める不開示事由に該当する情報（以下、「不開示情報」という。）に関し審議を行う場合
 - (2) 委員会を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 全部又は一部を公開しないとした場合のオブザーバーの取扱については、議長が会議に諮って決定する。

（資料）

第3 委員会の資料は、次のいずれかに該当する場合を除き原則として公開するものとする。

- (1) 福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第7条各号に定める不開示事由に該当する情報に関する資料
- (2) 上記第2(2)において使用した資料（ただし、委員会において公開することとしたものを除く）
- (3) 計数が確定していない資料等公開することが適当でない資料

(議事録)

第4 委員会を開催した場合は、議事録を作成する。

2 議事録は、事務局で案を作成し、議長が委員会において指名した2名の議事録署名人の確認を得る。

3 議事録は、作成後すみやかに福島県ホームページに掲示し公開する。

4 前項の場合において、委員会の全部又は一部を公開せずに行った審議の内容については、議事録の内容に代えて、次の事項を記載する。

(1) 委員会の全部又は一部を公開せずに開催した理由

(2) 審議の概要

(3) 審議において使用した資料の名称